

東日本大震災への対応を行った保険薬局に係る診療報酬上の緩和措置について

1. 状況

- 東日本大震災の発生に伴う医薬品の供給体制の確保のため、各保険医療機関及び各保険薬局においては、平成23年3月から7月まで、医薬品の長期処方箋の自粛及び分割調剤の考慮についてご協力いただいたところ。

(参考)

平成23年3月17日厚生労働省保険局医療課事務連絡「平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う医薬品の長期処方箋の自粛及び分割調剤の考慮について」

- このため、保険薬局によっては、処方せんを受付回数が一時的に増加したため平成24年4月1日から新たに調剤基本料に規定する「処方せんを受付回数が4,000回を超え、かつ、特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合が70%を超える保険薬局」に該当することにより、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、特例的に設定された低い点数を算定することとなる場合が発生することが想定される。

(参考)

処方せんを受付回数が月に4,000回を超える薬局に該当するか否かの取扱いは、原則として、前年3月1日から当年2月末日までの12か月の受付回数が48,000回を超えるか否かで判定し、4月1日から翌年3月31日まで適用する。

2. 対応案

- 平成24年4月1日から新たに「処方せんを受付回数が4,000回を超え、かつ、特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合が70%を超える保険薬局」に該当する保険薬局であって、震災前後の受付傾向等からこれが上記の震災対応による影響であることが十分伺えるものについては、平成23年3月から7月までの月について、その月の処方せん受付回数が4,000回を超える場合には、調剤基本料の算定に係る処方せんを受付回数の算出に当たり、当該月の受付回数を4,000回とみなすこととしてはどうか。

平成23年3月～平成24年2月の実績の算出

(平成24年度分の調剤基本料の適用)

3月	4,400回	}	→	3月	4,000回
4月	4,400回			4月	4,000回
5月	4,300回			5月	4,000回
6月	4,200回			6月	4,000回
7月	4,100回			7月	4,000回
8月	3,700回			8月	3,700回
9月	3,800回			9月	3,800回
(略)	(略)	(略)	(略)		
2月	3,600回	2月	3,600回		

※計48,000回を超える場合は24点

※計48,000回を超える場合は24点